

(別記様式第 1 号)

| | |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 5 年度 |
| 計画主体 | 北川村 |

北川村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 北川村役場 経済建設課
所在地 北川村野友甲 1530
電話番号 0887-32-1222
FAX番号 0887-32-1234
メールアドレス kensetsu@vill.kitagawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|-------------|
| 対象鳥獣 | イノシシ、シカ、サル、 |
| 計画期間 | 令和5年度～令和7年度 |
| 対象地域 | 村内全域 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------|---------------|-----------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| イノシシ | 水稲・野菜・果樹（ゆず） | 432千円、2.85ha |
| シカ | 水稲・果樹（ゆず） | 1,072千円、13.10ha |
| サル | 果樹（ゆず）・野菜・いも類 | 307千円、5.60ha |

(2) 被害の傾向

イノシシやシカ、サルの生息域が、近年拡大し、北部にしか確認されなかった農林作物の被害も現在では村全域で確認されるようになった。特に毎年6月頃から、シカによる村の基幹作物である「ゆず」の樹皮を剥ぐ被害や新芽の食害被害とサルによる「ゆず」の枝折りや果実への被害は深刻で、ゆず振興に取り組んでいる本村にとって深刻な問題となっている。

(3) 被害の軽減目標

| 指標(被害金額) | 現状値（令和3年度） | 目標値（令和7年度） |
|----------|------------|------------|
| イノシシ | 432千円 | 302千円 |
| シカ | 1,072千円 | 750千円 |
| サル | 307千円 | 214千円 |

| 指標(被害面積) | 現状値（令和3年度） | 目標値（令和7年度） |
|----------|------------|------------|
| イノシシ | 2.85ha | 2.00ha |
| シカ | 13.10ha | 9.17a |
| サル | 5.60ha | 4.00ha |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|-----------|---|----------------------------------|
| 捕獲等に関する取組 | ▼捕獲体制の整備（駆除） 令和元年度 処理：埋没 イノシシ：66頭、シカ：431頭、サル86頭 | ・狩猟者の確保(減少及び高齢化) ・近隣市町村との連携捕獲 |

| | | |
|----------------------|---|--|
| | <p>令和2年度 処理：埋没 イノシシ：110頭、シカ：623頭、サル70頭</p> <p>令和3年度 処理：埋没 イノシシ：205頭、シカ：635頭、サル40頭</p> <p>▼捕獲機材の導入</p> <p>令和元年度</p> <p>①鳥獣被害防止総合対策交付金 (鳥獣被害防止総合対策推進事業) 該当なし</p> <p>令和2年度</p> <p>①鳥獣被害防止総合対策交付金 (鳥獣被害防止総合対策推進事業) シカ・イノシシ用捕獲檻2基購入 171,600円</p> <p>令和3年度</p> <p>①鳥獣被害防止総合対策交付金 (鳥獣被害防止総合対策推進事業) イノシシ用捕獲檻5基購入 429,000円 サル用囲い罠1基購入 935,000円</p> | |
| <p>防護柵の設置等に関する取組</p> | <p>①鳥獣被害緊急対策事業費補助金</p> <p>令和元年度（申請金額） 防護ネット補助 989,930円</p> <p>令和2年度（申請金額） 防護ネット補助 1,139,730円</p> <p>令和3年度（申請金額） 防護ネット補助 1,111,000円</p> <p>③鳥獣被害防止総合対策交付金</p> <p>令和2年度 和田地区 (協議会実施) 国費 1,551,000円</p> | <p>・シカ・イノシシ用である耐久性にすぐれ、広域的な防護柵設置を地区全体で取り組んでおり、整備が必要な箇所の内約80%の整備が進んでいるが、サル被害に対する防護が遅れている。</p> |

(5) 今後の取組方針

これまでは、村内の駆除依頼を受けた狩猟者に随時捕獲を許可してきた。平成19年度にはシカへの捕獲報償金を予算化し、平成25年度からはサルの捕獲報償金を加え捕獲の強化を図っている。

農林業者には、防護ネットの購入に対して一部補助し、被害防止の対策を行ってきた。しかしながら、狩猟者は年々減少及び高齢化し、捕獲体制が弱体化している。また、地域も高齢化・過疎化に伴い自主的な被害防止体制の確立が困難となってきた。これらを踏まえ、イノシシ、ニホンシカ、サルによる農林業被害を防止するために、村内全域での一斉駆除を実施、また、実施隊による狩猟者免許取得の啓発、防護柵の普及と防護資材に関わる補助制度の周知、集落点検見回り、追い払い、生息・被害調査、広報等の取組を行う。狩猟者の減少対策として奈半利町と連携し、狩猟者が互いの町村間で捕獲を行うよう取り組み、広域的な捕獲活動を行うことで、被害の防止又は軽減に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

狩猟者の減少、高齢化等により捕獲体制が脆弱化しているため、農業従事者及び林業従事者等に狩猟者免許取得を勧めて狩猟者人口の拡大を図る

(2) その他捕獲に関する取組

| | | |
|-------|------------------|---|
| 令和5年度 | イノシシ シカ サル | ・捕獲報償金（イノシシ）8,000円/頭 ・捕獲報償金（シカ）8,000円/頭 ・捕獲報償金（サル）30,000円/頭 |
| 令和6年度 | イノシシ シカ サル | ・捕獲報償金（イノシシ）8,000円/頭 ・捕獲報償金（シカ）8,000円/頭 ・捕獲報償金（サル）30,000円/頭 |
| 令和7年度 | イノシシ シカ サル | ・捕獲報償金（イノシシ）8,000円/頭 ・捕獲報償金（シカ）8,000円/頭 ・捕獲報償金（サル）30,000円/頭 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシについては、令和元年度より有害捕獲が進み個体数の減少に伴い被害面積及び被害金額が減少しているものの、(令和元年66頭、令和2年110頭、令和3年205頭)自然環境の変化及び耕作放棄地・村の農林業の状況を踏まえて捕獲を計画し、鳥獣被害防止総合交付金を活用し報奨金による狩猟者の意欲向上を図る。継続して捕獲檻の貸し出し等を行い、これまでの捕獲頭数以上の捕獲を目指し、年間150頭とする。

シカについても有害捕獲が進んでおり個体数の減少に伴い被害面積と被害金額

が減少している。捕獲頭数（令和元年431頭、令和2年623頭、令和3年635頭）は個体数が減少したため、平成26年度のピーク後は減少傾向にある。また、奈半利町との連携捕獲を行い、狩猟者が互いの町村間で捕獲を行うよう取り組むことで、広域的な捕獲活動を行い、被害の防止又は軽減に努め、令和3年度の捕獲頭数以上の捕獲を見込み、年間700頭の捕獲を行う。

サルについては駆除ができる狩猟者が少なく、捕獲頭数も平成24年度までは実績が無かったが、平成25年度から捕獲報奨金を設けたことにより、捕獲を行う狩猟者が増えた。（令和元年86頭、令和2年70頭、令和3年40頭）しかしサルはシカやイノシシと比べ捕獲が難しいため、平成28年度より捕獲報奨金の増額を行い、狩猟者の捕獲意欲向上を目指し捕獲数の増加を図り、令和元年以降の捕獲数増加に伴い、被害額も減少傾向にある。今後も継続した捕獲活動を行うため、直近三カ年平均を上回る、年間75頭の捕獲を目標とする。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|------|--------|-------|-------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ | 150 | 150 | 150 |
| シカ | 700 | 700 | 700 |
| サル | 75 | 75 | 75 |

| |
|------------------------|
| 捕獲等の取組内容 |
| 個別被害の発生に応じて、有害鳥獣捕獲の実施。 |

(4) 許可権限委譲事項

| | |
|------|------|
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| 該当なし | 該当なし |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ | 防護フェンス 1,000m | 防護フェンス 1,000m | 防護フェンス 1,000m |
| シカ | 防除ネット 3,000m 防護フェンス 2,000m | 防除ネット 3,000m 防護フェンス 2,000m | 防除ネット 3,000m 防護フェンス 2,000m |
| サル | 電気柵 1,000m | 電気柵 1,000 | 電気柵 1,000m |

(2) その他被害防止に関する取組

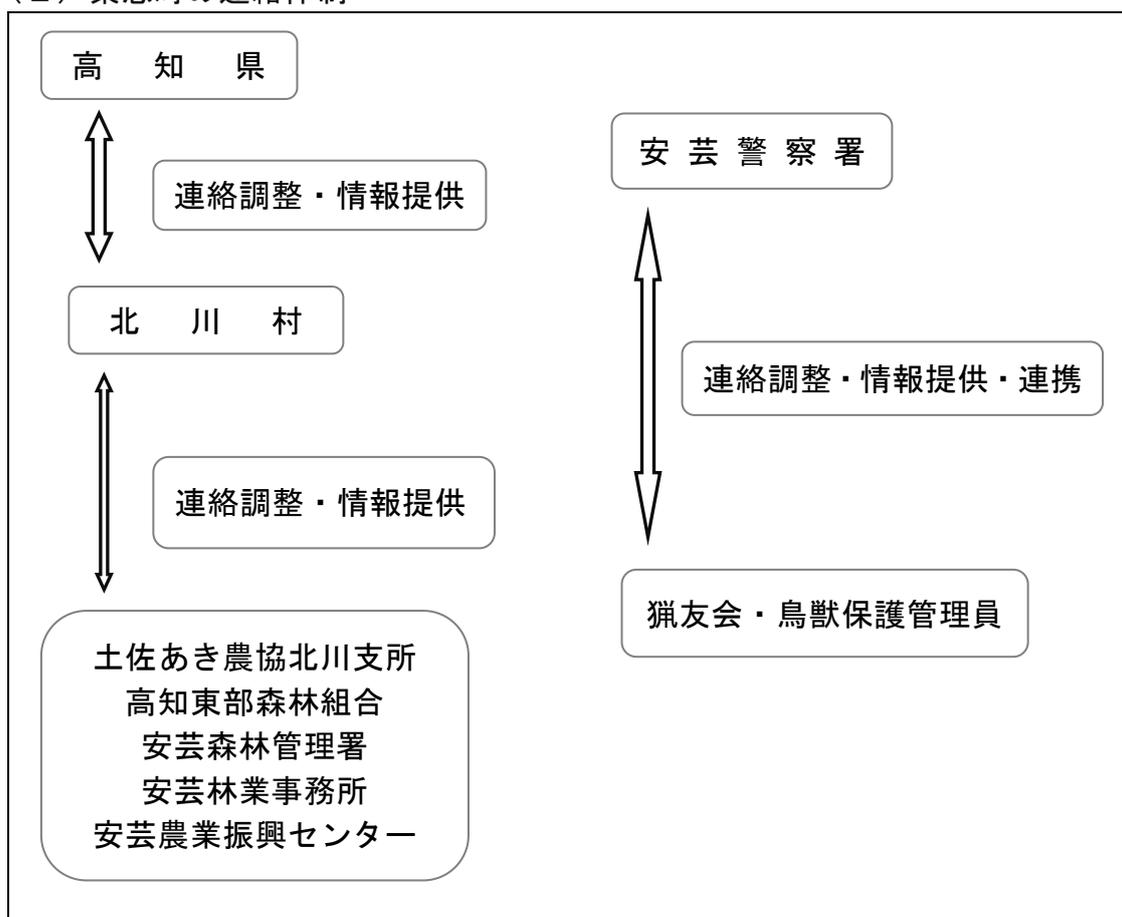
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|------------------|--|
| 令和5年度 | イノシシ シカ サル | ・ 果実くず埋設や草刈りの実施等環境改善に向けた取組や啓発活動の実施。 ・ 耕作放棄地減少に向けた取組 |
| 令和6年度 | イノシシ シカ サル | ・ 果実くず埋設や草刈りの実施等環境改善に向けた取組や啓発活動の実施。 ・ 耕作放棄地減少に向けた取組 |
| 令和7年度 | イノシシ シカ サル | ・ 果実くず埋設や草刈りの実施等環境改善に向けた取組や啓発活動の実施。 ・ 耕作放棄地減少に向けた取組 |

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|------------|----------------------|
| 北川村経済建設課 | 各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供 |
| 中芸猟友会 | 地域巡回、情報収集・提供 |
| 鳥獣保護管理員 | 地域巡回、情報収集・提供 |
| 高知県農協北川支所 | 農業被害に関する情報収集・提供 |
| 高知東部森林組合 | 林業被害に関する情報収集・提供 |
| 安芸森林管理署 | 国有林野における被害対策、情報収集・提供 |
| 安芸林業事務所 | 林業における被害対策、情報収集・提供 |
| 安芸農業振興センター | 農業における被害対策、情報収集・提供 |
| 高知県 | 各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供 |

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| | |
|------------|----------------|
| 協議会の名称 | 北川村有害鳥獣被害対策協議会 |
| 構成機関の名称 | 役 割 |
| 北川村経済建設課 | 事務局、全般 |
| 鳥獣保護管理員 | 鳥獣年間捕獲等実施計画、予察 |
| 中芸猟友会 | 鳥獣捕獲班の編成、予察 |
| 高知県農協北川支所 | 農業被害の状況及び対策検討 |
| 高知東部森林組合 | 林業被害の状況及び対策検討 |
| 安芸森林管理署 | 国有林野における被害防止対策 |
| 安芸林業事務所 | 林業における被害防止対策 |
| 安芸農業振興センター | 農業における被害防止対策 |

(2) 関係機関に関する事項

| | |
|---------|------|
| 関係機関の名称 | 役割 |
| 該当無し | 該当無し |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日 : 平成26年2月設置

任期 : 2年間

構成 : 市町村職員1名

実施隊が行う被害防止施策 : 集落点検見回り、生息・被害調査、
広報、啓発等

事務局 : 北川村経済建設課

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は食用としない場合、捕獲場所で適正に埋設していく。食用とする場合であっても、廃棄部分は適切に埋設・焼却処分を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した個体は村内解体所で解体し、食肉は村内イベントでの提供や地元の観光施設等へ販売を行い活用を推進する。また、消費者に食用肉としての認識を深めてもらうよう取り組み、年間50頭分の食肉用としての解体を目標とする。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止のため有害捕獲を行う狩猟者に対し、捕獲した個体の有効活用を行うように推進するとともに、捕獲の際の猟銃等による事故防止のために周囲確認の徹底の周知に努める。